

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 申請時必要書類 一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により 必要	確認欄
①	本支援金の支給申請書	(同封の様式第1-1号)	○	
②	申請時確認書	(同封の様式第1-2号)	○	
③	本人確認書類 (右記のいずれかの写し又はコピー)	運転免許証、住民基本台帳カード、旅券(パスポート)、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
④	社会福祉協議会が実施する特例貸付「総合支援資金の再貸付」が確認できる書類の写し又はコピー	再貸付の借用書(控)(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可) ※不承認だった場合、不承認通知	△ ※ない場合は⑤が必要	
⑤	再貸付不承認・過去借入状況申告書	(同封の様式第1-3号) ※④の書類がない場合に提出	△ ※④がない場合のみ	
⑥	収入資産申告書	(同封の参考様式第1-1号)	○	
⑦	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録(通帳)など ※収入が無い場合は、通帳など	○	
⑧	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
⑨	求職活動関係書類	求職受付票(ハローワークカード)の写し ※様式4、様式4別紙、様式5、様式6は申請後でも可	○ ※申請後でも可	
※ ⑩の書類は、保護申請中の場合のみ				
⑩	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し(受領印があるもの)	△	

### 今後の生活の自立に向けて、下記(1)、(2)のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) ハローワークに求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①～③)

- ① 月1回以上、自立相談支援機関(くらしサポートセンター)の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、ハローワークで職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接等を受ける

※ ①～③の活動は、様式4・様式4別紙・様式5・様式6で報告を行っていただきます。

(2) 就労による自立が困難であり、生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと。